

諸外国の診療報酬における各種コストの評価方法

	コストの調査方法		診療報酬への反映状況	備考
	外来	入院		
ドイツ	1995年に患者年齢や診療科ごとに大幅に包括化した診療報酬を家庭医、専門医別で設定。2007年より個々の診療行為に要する医師の所要時間、勤務医の平均報酬、必要な機材等をベースに点数を設定。	DRG (DRG-G)対象病院ではすべての治療症例の実績データの提出が義務付けられており、DRG毎の人件費、物件費、薬剤費、医療材料費、使用したインフラ等のコストを算定マニュアルに従い調査、データ項目表を作成している。	外来に関しては、保険医代表、疾病金庫代表、公益代表により構成される拡大評価委員会において診療報酬総額を決定。総額を元に1点当たりの報酬額を決定する。 入院に関しては、医療機関毎、DRG毎の診療実績をもとに個別に医療機関と疾病金庫で医療機関別係数や症例見込件数等を契約(保険料安定のため州毎の基準額が定められている。)	入院支払に関しては、2003年より逐次DRGによる支払に移行中で、2009年完全施行の予定であったが、2010年以降に延期。
フランス	NGAPとよばれる診療報酬点数表に基づき支払いがなされていたが、2004年より個々の医療行為に必要な時間や技術、人件費、家賃、機材費等を検証したうえで、それぞれの相対的難易度、費用度を算定するCCAMとよばれる新たな診療コードを設定し、移行しつつある。	公的病院は入院全部、私的病院はホスピタルフィー部分について、年間予算からDRG (GHS)に基づく支払に移行しつつある。 その際、DRG毎の人件費、物件費、薬剤費、医療材料費、使用したインフラ等のコストを算定マニュアルに従い調査、データ項目表を作成している。	医療費の総額は全国医療支出目標 (ONDAM)として定められており、さらに社会医療費、公的病院医療費、私的病院医療費、自由開業医療費、施設間連携の部門別医療費の総額も決定される。	医療職用・患者用ICカードの導入や、CCAMIによる医療行為データの提出により医療の透明化を推進しつつ、CCAM、DRGによる支払に移行しつつある。 現時点でNGAPとCCAMが併用されており、DRGに基づく支払も段階的に実施中。

諸外国の診療報酬における各種コストの評価方法

	コストの調査方法		診療報酬への反映状況	備考
	GP(外来)	病院(入院・外来)		
イギリス	GPへの支払は登録住民の年齢や性、地域性等を考慮した包括報酬を基本に、時間外診療等付加的サービスや、分娩やターミナルケア等高度なサービスの有無を勘案し、決定されるため、診療報酬に直結したコスト分析は行われていない。	DRG(HRG4)による患者分類が行われており、DRG毎の人件費、物件費、薬剤費、医療材料費、使用したインフラ等のコストを算定マニュアルに従い調査。DRG毎の平均費用や相対指標(RCI)を公開している。 DRGに基づく評価は当初入院から開始されたが、2006年より救急や病院の外来診療にも拡大した。	病院は従前、年間予算を支払側と契約し、運営されていたが、2004年よりDRG毎の全国平均費用に応じて、標準価格表を作成したうえ(PbR: Payment by Results)で、PbRによる支払の割合を増やしている。	
アメリカ	ドクターフィー(外来・入院)	ホスピタルフィー(入院)	実際の医師への支払は、RVUに変換係数(CF。近年は連邦議会で直接決定)をかけ、さらに地域等を勘案して決定される。 また、入院費に関しても保健社会福祉省(HHS)が定める患者1人あたりの標準的運営コスト、資本コストをベースにDRG毎の難易度を乗じ、さらに病院特性等を勘案して、決定される。	保険者、医療機関、医療従事者の関係は保険や契約により決定するため、差が大きく、RBRVS、DRG/PPSによる支払が支配的とはなっていない。
	オリジナル・メディケア・プランでは診療行為ごとに医師の労働量(時間、難易度等)、機材費、医療過誤リスク等を勘案し、その相対的価値単位(RVU)を決定し、RVUを基本に医師へ支払を行っている(RBRVS)。 病院の外来診療でも同様の行為分類、相対的価値単位(APC、Relative weight)を設定。	オリジナル・メディケア・プラン等によりDRG/PPSによる支払いを受けている病院では、DRG毎の人件費、物件費、薬剤費、医療材料費、使用したインフラ等のコストを算定マニュアルに従い調査、データ項目表を作成している。		

諸外国の診療報酬における各種コストの評価方法

	コストの調査方法		診療報酬への反映状況	備考
	外来	入院		
日本 (参考)	中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織(医療機関のコスト調査分科会)で検討中。		平成22年診療報酬改定において、「手術報酬に関する外保連試案」(第7版)を活用し手術点数を設定。	

(保険局医療課調べ)

参考とした文献

- (ドイツ)「ドイツ医療関連データ集」(医療経済研究機構)、「ドイツ医療保険制度調査(第4次)報告書」(国保中央会)、「ドイツにおける外来報酬改革」(週刊社会保障2010年9月13日号)
- (フランス)「フランス医療関連データ集」(医療経済研究機構)、「諸外国における外科の技術料評価、フランスにおける医療行為共通分類(CCAM)」(日本外科学会雑誌第106巻第3号)
- (イギリス)「イギリス医療関連データ集」(医療経済研究機構)、DHホームページ(<http://www.dh.gov.uk/en/index.htm>)
- (アメリカ)「アメリカ医療関連データ集」(医療経済研究機構)、「Physician Services Payment System」(www.medpac.gov)